

# 学校法人大淀学園役員等報酬規程

制 定 平成 19 年 3 月 28 日  
最終変更 令和 2 年 3 月 27 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大淀学園寄附行為第 39 条の規定に基づき、役員報酬、退任慰労金及び旅費並びに評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常時勤務している理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続する。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 非常勤評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む）としての給与を支給している評議員以外をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員には、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。
- (4) 非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬額の算定方法)

第 4 条 常勤理事に対する報酬月額、別表第 1 のとおりとする。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 非常勤評議員に対する報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。

4 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給し、また、役員が退任し又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

5 役員が月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。（小数点以下は、切り上げる。）

(退任慰労金の支給)

第 5 条 退職慰労金については、別に定める。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬の支給方法、支給日については、大淀学園給与規程第 2 条及び第 3 条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読み替えるものとする。

(旅費)

第 7 条 役員が職務執行のため出張する場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、大淀学園旅費規程及び大淀学園外国出張旅費支給基準を準用する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

常勤理事の報酬

理 事 長	月額 120万円
常 勤 理 事	月額 100万円

別表第2 (第4条第2項及び第3項関係)

常勤理事以外の役員の報酬額

職 員 理 事	無報酬(給与規程等に則り職員としての給与のみ支給)	
非 常 勤 理 事		月額 10,000円
	理事会等会議への出席時	日額 5,000円
監 事		月額 15,000円
	監事監査、理事会等会議への出席時 その他法人業務のための勤務	日額 5,000円
非常勤評議員	評議員会等会議への出席時	日額 5,000円